

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和6年11月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 市内一円遠方 監視装置点検業務委託ー2	機械設備等 保守点検	OK I クロステック 株式会社	¥2,750,000	11月2日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G3	—
2	建設局情報ネットワーク機 器移設業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	¥1,507,000	11月21日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G3	—
3	令和6年度 大野下水処理 場低濃度PCB含有廃棄物 収集運搬業務委託ー2	建物等各種 施設管理	株式会社エコ・ポリス	¥4,785,000	11月26日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 8号	—	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 市内一円遠方監視装置点検業務委託ー2

2 契約の相手方

OK I クロステック株式会社

3 随意契約理由

本業務は、河川付属設備の機器運転監視及び河川水位の状態監視を行っている機器の点検を行うものである。

本設備は、沖電気工業株式会社が設計製作したもので、点検業務の実施及び故障原因の解析にあたってはメーカー独自の技術が必要であり、製作会社でしか適切な履行が確保できない。

また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務の一貫した保証を持たせる必要があることから、製作会社からアフターサービスを移管されている上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-6465）

随 意 契 約 理 由 書

1 委託名称

建設局情報ネットワーク機器移設業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

庁内情報利用ネットワーク及び各種業務システムネットワークを利用するにあたり、建設局の事業所においては建設局情報ネットワーク機器をリース契約し本市業務に使用している。

本業務委託は、南部方面管理事務所管理棟で発生した火災により、業務に利用できなくなったフロアから別フロアへの執務室変更に伴うネットワーク配線等対応を行うものである。

現状では、複数のフロアの異なる会議室へ事務所窓口及び執務室を仮移転し、W i - f i 等を利用して業務を行っているが、プリンターは有線での接続が必要であるため、他階に設置されているものを使用している。

そのため、出力の都度、他階への移動が生じ、円滑な業務遂行に支障を来たしていることから、早期に改善すべく 3、4 階での有線ネットワーク環境整備の対応を行う必要がある。

事業所の建設局情報ネットワークにおいては、庁内情報及び業務システムのネットワークシステムを構築しているため、配線接続から動作環境の設定に至るまで複雑多岐にわたっており、不特定の業者による移設作業は煩雑なものとなるのみならず、万一障害等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する必要がある。また障害時の責任分界点の一貫性から、これらの作業は当該機器保守業者でなければ実施することができない。

以上のことから、当該機器保守業者である富士通 Japan 株式会社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部企画課 DX 推進担当（電話番号：06-6615-6827）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 大野下水処理場低濃度 PCB 含有廃棄物収集運搬業務委託－ 2

2 契約相手

株式会社エコ・ポリス

3 随意契約理由

PCB 含有廃棄物については、PCB の適正な処理の推進に関する特別措置法において、処分期限が令和 9 年 3 月 31 日までと決まっているため、大野下水処理場では、計画的に処分を行っているところである。

本業務委託は、上記計画どおり大野下水処理場に保管している今年度分の低濃度 PCB 含有廃棄物を処理施設へ収集運搬するものであるが、処分に関する業務委託は先行して入札し、契約締結しており、運搬先は当該契約相手方の処理施設がある群馬県と決定していた。

しかしながら、本業務委託の入札を令和 6 年 9 月 5 日に行ったところ、1 者の応札があったが、予定価格を超過しており、再度入札・価格交渉ともに成立せず、落札者がいなかったため、入札取止めとなった。

また、収集運搬業務委託が契約できない場合は、先行して契約している処分業務委託は契約解除することになる。

本業務委託の履行にあたっては、対象機器が大型の変圧器(概算寸法 3 m× 3 m× 3 m) 2 台と小型の変圧器 2 台(概算寸法 0.5m× 1 m× 0.5m) の計 4 台であり、大型の搬出物が含まれることから、運搬にあたっては、大型トレーラーが必要であり、特殊車両通行許可が必要となるが、その許可を受けるまでも一定の期間を要する。

また、本業務委託では、大阪府と群馬県の産業廃棄物収集・運搬の許可が必要となるが、調査した結果、同許可とともに、本市入札参加資格を有する業者は 9 者であった。

この間、再発注に向けて、履行期限を令和 7 年 3 月として変更せず、改めて入札することを前提に調整していたところ、9 月中に公告をした場合でも 11 月上旬の契約見込みとなるスケジュールであるが、上記 9 者にヒアリングを実施した結果、6 者が、運搬業務の新規受付をしていない、今回の対象機器が大型であり運搬できない等、入札は不参加の回答で、残りの 3 者は、特殊車両通行許可の申請手続きなど、実施体制の確保を踏まえると入札は参加しないといった回答であった。

3

本業務委託の低濃度 PCB 含有廃棄物は、全体の処分量を踏まえて前述のとおり計画的に処分しているため、今回分を予定どおり今年度中に処分しなければ、今後の処分スケジュールに影響を及ぼすことはもとより、上記の処分業務委託だけでなく、搬出物が大型であるため、建屋の開口部を一部解体する必要があり、搬出後に不要となる建屋を全解体する工事を別途契約しているなど、調整が複合しており、履行できなければ他の契約にも影響を及ぼすことになる。

以上を受け、早急な契約が本業務にとって有利であると考えられる点を踏まえて、他の契約方法を調査・検討したところ、本市の入札参加資格がなく、入札は不可能であるが、上記 9 者以外に産業廃棄物に関する許可を有する業者が 30 者存在し、一部の業者で履行可能であることを確認できたため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号（再度の入札に付し落札者がいないとき※）に基づき、随意契約を行うものとする。

また、業者選定にあたっては、比較見積によることとするが、ヒアリングした本市入札参加資格を有する 9 者にも改めて比較見積の可否を確認し、全 39 者のうち最も安価な業者を契約相手方とする。

※ 8 号による随意契約は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争入札に付したときに定めた予定価格その他の条件を変更するとはできない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

5 建設局北部方面管理事務所設備課